

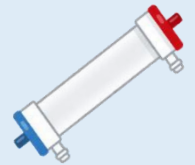
■2020 年度診療報酬改定 - ダイアライザー価格などが明らかに -

2020 年度診療報酬改定の告示等が 3 月 5 日、掲載されました。前号でお知らせした人工腎臓や経皮的シャント拡張術 (PTA) に続き、今回判明した透析関連の算定基準などを取り急ぎお知らせします。

▼ダイアライザーなどの人工腎臓用特定保険医療材料

ダイアライザーは、機能や膜面積などによる細分化された価格設定が行われていましたが、膜面積が合理化され 10 種類から 5 種類へ見直しが行われることになりました。

(1) ダイアライザー	*10 月改定比較
① I a 型	1,500 円 (± 0 円~+ 20 円)
② I b 型	1,500 円 (- 20 円~+160 円)
③ II a 型	1,490 円 (± 0 円~+ 20 円)
④ II b 型	1,570 円 (- 60 円~- 10 円)
⑤ S 型	1,620 円 (± 0 円~+ 10 円)
⑥ 特定積層型	5,700 円 (± 0 円)
(2) ヘモフィルター	4,590 円 (± 0 円)
(3) 吸着型血液浄化器 (β 2-ミクログロブリン除去用)	21,700 円 (-300 円)
(4) 持続緩徐式血液濾過器	
① 標準型	27,000 円 (± 0 円)
② 特殊型	27,400 円 (± 0 円)
(5) ヘモダイアフィルター	2,720 円 (- 80 円)



▼検査などの医学管理料

定期的に行われるリンやカリウムなどの血液検査や心胸比を調べる胸部撮影など、いわゆる検査料にあたるものです。今回は点数の見直しはなく従来とおりです。

慢性維持透析患者外来医学管理料	2,250 点 (± 0 点)
-----------------	-----------------

▼人工腎臓の加算など

時間外・休日加算 (入院以外のみ)	380 点 (± 0 点)
17 時以降開始もしくは 21 時以降終了又は休日の場合に加算。	
障害者等加算 (1 日につき)	140 点 (± 0 点)
著しく人工腎臓が困難な障害者等の場合に加算。	
透析液水質確保加算	10 点 (± 0 点)
月 1 回以上水質検査を実施し、関連学会から示されている基準を満たした血液透析濾過用の置換液を作製。使用している施設の場合に加算。	
下肢末梢動脈疾患指導管理加算 (月 1 回)	100 点 (± 0 点)
下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な指導管理を行った場合に加算。	
長時間加算	150 点 (± 0 点)
通常の人工腎臓では管理が困難な兆候を有する患者に 6 時間以上の人工腎臓を行った場合に加算。	
慢性維持透析濾過加算	50 点 (± 0 点)
「透析液水質確保加算」の施設基準を満たし、届け出た医療機関で慢性維持透析濾過 (複雑なもの) を行った場合に加算。	
導入期加算 1	200 点 (- 100 点)
導入期加算 2	500 点 (+100 点)
腎代替療法についての説明状況や、腹膜透析及び腎移植の実績に応じて導入期の 1 カ月に限り算定できる加算。	